

預けた子供 どう守る？

シッターわいせつ事件

ベビーシッター仲介サイトで依頼したシッターが子供にわいせつ行為をする事件が相次いだ。事前に見抜くことは困難で、不安を抱えながら預ける保護者も少なくない。子供を被害から守るには、保護者、事業者、行政はどのような役割を担うのか。

警視庁は4月、預かっていた男児の体を触ったとして、シッター仲介業者「キッズライン」(東京)に登録していた男を強制わいせつ容疑で逮捕。6月には同社に登録していた別の男も女児の体を触ったとして逮捕した。いずれも保育士資格があったが「小児性愛者であるかは事前審査で見抜けなかった」(同社)という。

ベビーシッター事業には企業と契約したシッターを派遣する派遣事業者型と、仲介サイトに登録したシッターを保護者が探し、直接契約するマッチング型がある。派遣型は企業がシッターの選別や研修も行っているため利用料金が比較的高い。マッチング型は料金が比較的安い一方、基本的に研修を受ければ登録できるため玉石混交だ。

男性を排除して…

マッチング型をめぐっては平成26年にシッターの男が預かり中の兄弟を殺傷する事件が発生。厚生労働省が仲介業者向けのガイドラインを策定したが、シッター登録時に身分証の提出を求めるといった内容で罰則もない。シッターの団体「全国保育サービス協会」(東京)の担当者は「面接で性癖を見抜くのは難しい

ベビーシッター仲介サイトの利用イメージ



データベース化も

「高円寺」とるばんぶきんず」の北嶋圭介園長(34)もその一人で、事件の影響による男性保育士やシッターへの偏見を懸念する。「研修を繰り返し、時間を費やしてふるいにかけるしかない」。保護者には「密室になるので子供を見守るカメラを設置するなど工夫が必要では」と提案する。

保育園を考える親の会の普光院昭紀代表は保護者の自衛策として「初対面のシッターにはまず面談をして人柄を見たり方がよい」と助言。さらに「性犯罪者のデータベースを作るなど行政、事業者、親がそれぞれ防衛線を張ることで、犯罪のリスクは減らせるはず」と指摘する。

認可外保育所2361カ所増

厚生労働省は、自治体の認証保育所や企業が従業員向けなどに設ける「企業主導型保育所」など認可外保育施設が昨年3月時点で、全国で1万2027カ所となったと発表した。前年より2361カ所増。企業主導型保育所やベビーシッターによる居宅訪問型保育事業者が大幅に伸びた。

国は安全確保の観点から、基本的に施設に対して年1回以上の立ち入り調査をするよう自治体に求めている。調査実施の施設のうち約42%は子供への健康診断や、災害時の計画策定などの項目で指導監督基準を満たしていなかった。全体の約27%は調査自体をしていなかった。